

法人・個人・ボランティア団体も対象です！

障害者差別解消法勉強会

～ 障害のある人への配慮とは？どこから差別？ ～

障害者差別解消法とは、障害者差別の解消を推進することを目的とした法律です。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目標としています。

障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し主に「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

今回は、様々な立場から具体的な事例を通して参加者の皆さんと「障害者差別解消法」の理解を深めたいと思います。

手話通訳
要約筆記あり

■ 日 時：令和7年3月1日（土）

13時～15時20分（受付開場：12時40分～）

■ 場 所：狭山市市民交流センター1階
コミュニティホール

（西武新宿線 狭山市駅西口すぐ：狭山市入間川1-3-1）

■ 参加費：無料/定員：200名（定員超の場合は抽選）

1部 ビデオ上映「事例から学ぶ合理的配慮」

2部 対 談 「当事者・親・企業の立場から」

パネラー ・車いすと仲間の会 苅谷氏
・高次脳機能障害家族の会さやま 小森氏
・狭山視覚障害者の会 鎌田氏
・株式会社アドバンス（株）コーサー特例子会社）
司会進行 ・埼玉県発達障害者支援センター 野崎センター長

障害者とは、社会の中の
バリア障害で日常生活に
制限を受けているす
べての人です。

お申込みは、2月21日（金）までに下記の方法で障がい者福祉課へ

※当日参加もOK

お申込み方法

①電話 04-2953-1111 内線1591・1592

②メール shogaif@city.sayama.saitama.jp

※メールでの申請の場合には件名を「障害者差別解消法勉強会申込み」にしてください

③FAX 04-2952-0615

④電子申請 右のQRコードより申請してください

お申込みの際には、①お名前 ②ご連絡先 ③当事者・家族・支援者（所属）の区分、を
お知らせください。



◆◆ 主催 ◆◆

狭山市障害者団体連絡会

【共催】狭山市障がい者福祉課



お問合せは
障がい者福祉課へ
04-2953-1111
内線1591・1592